

第1部 基本的な方針

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとしている。

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。

これまで、我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成11年の基本法の制定に始まり、平成15年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）¹を始めとする様々な取組を進めてきた。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めている。さらに、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った。

一方、我が国社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、真に実効性のある取組が求められている。

このため、第4次男女共同参画基本計画（以下「4次計画」という。）では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

¹ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（基本法第2条第2号参照）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。

1 経緯

内閣総理大臣は、平成26年10月、男女共同参画会議に対し、第3次男女共同参画基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において4次計画を策定する際の基本的な考え方について諮問した。

同諮問に対して、男女共同参画会議は、計画策定専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会及び監視専門調査会において広く国民各層の意見を求めつつ調査審議を進め、平成27年12月、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申した。

4次計画は、同答申を踏まえて策定するものである。

2 4次計画において改めて強調している視点

4次計画において改めて強調している視点は以下のものである。

<あらゆる分野における女性の活躍>

- (1) 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- (2) あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

<安全・安心な暮らしの実現>

- (3) 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- (4) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

<男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

- (5) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- (6) 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

<推進体制の整備・強化>

- (7) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

3 構成

4次計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、この「第1部 基本的な方針」及び「第2部 施策の基本的方向と具体的な取組」から構成している。

「第1部 基本的な方針」においては、計画全体にわたる基本的考え方や経緯、構成等を示すとともに、計画における政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るために設けた4つの政策領域（「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」）ごとに、重点的に監視・評価すべき「政策領域目標」を定めている。

「第2部 施策の基本的方向と具体的な取組」においては、政策領域Ⅰ～Ⅲの下に重点的に取り組む12の個別分野を設け、これら12分野及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」について、それぞれ平成37年度末までの「基本的考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標²」を設定している。

<政策領域目標一覧>

Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍（第1～5分野）

項目	現状	成果目標（期限）
国家公務員の女性登用		
本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5% （平成27年7月）	7% （平成32年度末）
係長相当職（本省）に占める女性の割合	22.2% （平成27年7月）	30% （平成32年度末）
地方公務員の女性登用		
都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5%（14.5%） （平成27年）	15%（20%） （平成32年度末）
都道府県（市町村）の本庁係長相当職に占める女性の割合	20.5%（31.6%） （平成27年）	30%（35%） （平成32年度末）
民間企業の女性登用		
課長相当職に占める女性の割合	9.2% （平成26年）	15% （平成32年）
係長相当職に占める女性の割合	16.2% （平成26年）	25% （平成32年）
25歳から44歳までの女性の就業率	70.8% （平成26年）	77% （平成32年）

² 「成果目標」とは、それぞれの重点分野において掲げる具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である。また、当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられるものである。

項目	現 状	成果目標（期限）
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	男性：12.9% 女性：2.8% (平成 26 年)	5.0% (平成 32 年)
男性の育児休業取得率		
国家公務員	3.1% (平成 26 年度)	13% (平成 32 年)
地方公務員	1.5% (平成 25 年度)	13% (平成 32 年)
民間企業	2.3% (平成 26 年度)	13% (平成 32 年)

II 安全・安心な暮らしの実現（第 6～8 分野）

項目	現 状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）（注 1）	男性：71.19 歳 女性：74.21 歳 (平成 25 年)	健康寿命を 1 歳以上延伸 男性：70.42 歳→71.42 歳 女性：73.62 歳→74.62 歳 (平成 22 年→平成 32 年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25 か所 (平成 27 年 11 月)	各都道府県に 最低 1 か所 (平成 32 年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	38,774 件 (平成 26 年度)	前年度以上 (毎年度)

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備（第 9～12 分野）

項目	現 状	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% (平成 24 年)	男女とも 100% (平成 32 年)
待機児童数	23,167 人 (平成 27 年 4 月)	解消をめざす (平成 29 年度末)
大学学部段階修了者の男女割合	男性：54.9% 女性：45.1% (平成 25 年)	男女の修了者割合の差を 5 ポイント縮める (平成 32 年)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% (平成 27 年)	30% (平成 32 年)

IV 推進体制の整備・強化

項目	現 状	成果目標（期限）
男女共同参画計画の策定率（市町村） （※市町村は特別区を含む。以下同じ。）	市区：97.0% 町村：52.6% （平成 27 年）	市区：100% 町村：70% （平成 32 年）

（注 1）健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。